

佐賀県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年五月二十一日から平成二十二年六月二十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	鹿島市大字高津原字単町三一番一 地先から 鹿島市大字重ノ木字宗原角乙三〇 五四番四地先まで	平成二二・五・二二
一般国道 四四四号	鹿島市大字納富分字松三六五四番 一地先から 鹿島市大字納富分字松三六三三番 一地先まで 鹿島市大字納富分字鬼丸二八〇八 番一地先から 鹿島市大字高津原字高祖六一番五 地先まで	〃
県道 奥山鹿島線	鹿島市古枝字寺籠甲二三五八番七 地先から 鹿島市大字納富分字鬼丸二八〇一 番一地先まで	〃